

第 29 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 7 年 11 月 5 日 午前 9 時 00 分～午前 9 時 54 分
場 所 東庁舎 3 階 302 号室
出欠者 出席者 14 名 欠席者 2 名
議事 1. 開会
2. 議事録署名人の指名
3. 付議事案
報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について
報告 第 2 号 一時転用の届出について
議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
議案 第 2 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画に
について
議案 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 閉会 協議（報告）事項

出席委員（14 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	9 番	下川 一馬
10 番	中村 勇次	11 番	近藤 茂
12 番	井寺 知江子	14 番	城戸 孝行
15 番	成清 輝美	16 番	岡本 義照

欠席委員（2 名）

8 番	中村 伸秀	13 番	下川 隆穂
-----	-------	------	-------

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二

課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午前9時00分 開会

○議長

皆さん、おはようございます。（おはようございます。）定刻になりましたので、始めさせていただきます。成清委員さんが遅れるということなので、始めさせていただきます。前回、私、欠席致しましたけれどもご迷惑かけました。大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今から第29回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は欠席が下川隆穣委員と中村伸秀委員、2名が欠席でございます。次に、注意事項でございます。効率な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が2件、議案4件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人は12番の井寺知江子委員、14番の城戸孝行委員にお願いします。

それでは、報告第1号から第2号について続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について でございます。

第1項、所在若菜、地目田1筆、面積、6,257m²、解約事由は、売買のためにございます。解約後については、17ページの第3項でご説明をいたします。説明は以上です。

○事務局

続きまして、報告第2号になります。議案書の4ページをお願いします。

報告第2号 一時転用の届出について でございます。

第1項、契約、賃貸借、所在熊野、地目畠3筆、面積合計 1,260 m²、貸人、西牟田の_____さん、借人、_____さん、材料仮置き場のためでございます。

令和7年度水道総合地震対策事業排水管布設替工事というところでございます。西牟田蔵数地区というところで、地図の1ページをご覧ください。わかりにくいけれども、現在地から左の方、西の方へ行きますと_____と_____の信号のところから来たとこです。こちらの方が音がするということで、いろいろ探してあって、ちょうどこちらの方が周りに何も無いということでこちらにされたということで、一時転用期間は令和7年1月1日から3か月でございます。

第2項、同じく契約賃貸借、所在若菜、3,352 m²、貸人、若菜の_____さん、借人、_____さん、資材置場で、令和7年公共下水道管渠布設工事ということで、_____というところで、こちら10月から12月までというところでございます。地図は2ページでございます。少し前に報告したところ、同じところを引き続きということでございます。報告は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

○委員(14番)

議長、ちょっとといいですか。報告2の地図ですね、西牟田の方から全部掘ってからされるのですか。

○事務局

西牟田のとこですか。いいえ。そのまま畠なのでそのままされる、特段なにもさわられない。

○委員(14番)

排管工事。

○事務局

工事箇所は、西牟田と蔵数。ここは仮置場のところです。工事箇所の近くのとこ

ろでなかつたので、音がするので住宅街だとですね、問題があるということです。

○議 長

よろしいですかね。

○委 員 (14番)

はい。

○議 長

議案第1号、あっせん譲受候補者の登録申請について、1項から2項について、一括して事務局の説明をお願いします。

○事務局

5ページをお願いします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項と第2項の_____さんは、ご夫婦になられますので一括してご説明いたします。氏名、_____さん、住所大字久富、経営形態、米・麦・大豆、面積150a、農業労働力計4名でございます。大字西牟田の田3,600m²を購入予定のため申請されております。_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積、青壯年を含むく2人以上の家族従事者がいることなどの要件は満たしております。第2項、氏名、_____さん、住所、経営状況、労働力の状況は第1項に同じであります。共有での農地取得となりますので、2人を登録するものでございます。説明は以上でございます。

○議 長

第1項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。第1項について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。続きまして、第2項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第2項について承認することに賛成の方は举手をお願いします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書6ページになります。

議案第2号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について でございます。

利用権設定は15ページまでございますが、第1項を説明いたします。権利種別が貸借権設定、第1項、所在富重、田11筆、面積計8,687.15m²、利用権は賃貸借、貸人、大字富重の_____さん、_____さんの代表相続人で_____さん、_____さん、大字山ノ井の_____さん、大字富重の_____さん、_____さん、_____さんの代表相続人で_____さん、鞍手町の_____さん、借人、_____さん、利用目的は米・麦・大豆、借賃、反当り_____円、期間は5年となっております。こちらの農地は、相対の期間終了後の令和8年6月15日から中間管理による利用権設定になります。続きまして、集計の説明をさせていただきます。議案書は16ページをお願いします。左上の総計です。田が43件、面積が145,091.15m²、畑が4件、5,410m²、合計の47件、面積が150,501.15m²でございます。新規・再設定別では、新規が47件、通年・期間借地の別では、通年が47件、小作料納入別では、金納が45件、物納が2件でございます。貸借期間でございます。5年が44件、10年が3件となっております。説明は以上でございます。

○議長

議案第2号について、質問のある方はお願いします。

○委員(5番)

利用権設定の関係で、農事組合法人富重に関して質問しますが、私も古川の方で法人のお世話をしております。見ていたら非常にわかりづらくて、詳細に分かれている

でしょうが、これは理由とかありますか、借賃のところとか。見ていたらわからないようになってですね、よっぽど事情があるとかなと。

○事務局

よくありますのが、例えば白地と青地で金額が違って、土地改良しているととか補助整備地区とか、作り易いところは割と高い、作り難いところは安いというような設定がされるところが各法人でございます。それは、法人での決め事になりますので、例えば_____さんはこのような決め方ですね、_____さんは、そこで総会等でされると思いますので、最近は作り易いとか、作り難いとか金額が異なってくるのは致し方無いと思っているところです。金額でいうと借賃は_____円と_____円の2種類になっているんじゃないかなと思うんですけど、借賃は2種類かなど。

○委 員（5番）

それとですね、狭いとことかあるでしょうが、地形的に承知してないので、どういうどこでしようか。

○事務局

極端な狭いところは、上に高圧線とかがあります。地役権とかですね。

○委 員（5番）

わかりました。

○議 長

他に質問はありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。議案第2号について承認することに賛成の方は举手をお願いします。

【賛成者举手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、議案第3号農地法第3条について提案致します。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書17ページをお願いします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約贈与、所在前津、地目樹園地2筆、面積計9,171m²、渡人、大字前津の_____さん、受人、大字前津の_____さん、申請事由は_____さんへ贈与のためでございます。作物は梨・ぶどうです。説明は以上です。

○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第1項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第2項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在徳久、地目畠1筆、面積373m²、渡人、山口県周南市の_____さん、受人、大字羽犬塚の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物はぶどう、売買価格は合意により総額で_____円です。説明は以上でございます。

○議長

第2項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議よろしくお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方はお願いします。

○委員(14番)

面積が少ないので、値段がえらい高いのですが、場所的に良い場所ですか。

○担当委員

いいところです。

○委 員 (14番)

ありがとうございました。

○議 長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第2項について許可することに賛成の方は举手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第3項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約売買、所在若菜、地目田1筆、面積6,257m²、渡人、大字山ノ井の_____さん、受人、大字若菜の_____さん、申請事由は、受人の規模拡大のためでございます。作物はぶどう、売買価格は合意により総額_____円です。こちらの農地は_____さんが所有されていた農地でございます。現在は、_____さんが借受けでございますが、解約をして取得をされるものでございます。_____に戻ることになります。説明は以上です。

○議 長

第3項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。ここは利用権の解約の1番に出ています、契約期間がまだありましたので、この報告が必要だったとことです。また3条ですね、今、出しておられるところです。後は、事務局の説明のとおりです。

ご審議お願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第3項について許可することに賛成の方は举手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第4項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約贈与、所在溝口、地目畠1筆、面積312m²、渡人、大字溝口の_____さん、受人、長崎県大村市の_____さん、申請事由は伯父の_____さんへの贈与のためにございます。作物は野菜です。説明は以上です。

○事務局

私の方から補足説明を。_____さんは長崎県の大村市に在住されておりますけれども、毎月、定期的にこちらの畠で作物を育てられていると、これまでですね、実家も溝口にまだあるそうです。農作業の後はシャワーを浴びたり、家の管理もされているということです。また、以前は下限面積の要件がありましたよね、4反以上持っておくんといかんと、これに引っかかって贈与とかできなかつたけれども今回、下限面積が撤廃されたこともあって、今回3条の申請になったということで伺っております。説明は以上です。

○議長

第4項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口です。この方はブルーベリーを植えてあります、よらん野に出したいと説明されておりました。事務局の報告のとおりでございます。ご審議方よろしくお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第4項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第4項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第5項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

18ページをお願いします。第5項、契約遺贈、所在常用、地目田4筆、面積8,578m²、渡人、大字常用の_____さん、遺言執行者で_____さん、受人、大字常用の_____さん、申請事由は_____さんへの遺贈のためにございます。作物は米・麦・大豆・いちごとなっております。説明は以上でございます。遺言でありまして、_____さんの_____の_____さんへの遺贈、_____さんのお父さんが遺言執行者だったのですが、亡くなつてあるため_____さんに遺言執行者が変わっているということでございます。以上です。

○議長

第5項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

9番の下川です。ただいまの事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしくお願いします。

○議長

第5項について、質問のある方はお願いします。

○委員(5番)

5番の田島です。遺贈というのは、初めて聞きましたがどういったものですか。

○事務局

遺贈というのは、遺言によって特定の相手に財産を譲ること、相手は誰でもいいですが、通常の贈与とかは、前もってお互いの同意が必要です。遺贈は、遺言なので相手も知らない、同意がなくても遺言で財産を譲るという違いがあります。また、遺贈を受ける方も事前に成立している訳ではないので、貰う方の相続の放棄というのもできるというようなことです。

○委員(5番)

最初は、_____さんのお父さんが亡くなつたので必然的に_____さんにいくということでしょう。もちろんその中では、局長が言われる財産放棄という話で、すべて_____さんがしていいですよと承諾を得てあるということでしょうね。

○事務局

遺言を書かれたてから、だいぶん後になってたぶんそれがわかったのか、そもそも_____さんは全くお知りになつてなかつたのかもしれないんですけど遺言なんですね、どういう風になつてているか、ただ(_____さんの)お父さんが遺言執行者なので

お父さんがすべきことだったと思いますけど、お父さんが亡くなつてあったということで、裁判によって遺言執行者を（_____さんに）変えてあるんですね、だいぶ後になつてやってあると思います。一応、遺贈は受けられることにはなつていますけど。

○委 員（5番）

そういう形になつとるちゅうことですね。

○委 員（7番）

_____さんの兄弟が相続を放棄したちいうことですね、親の執行者が_____さんにきた。

○事務局

最初から、_____さんに遺贈するとなつていますね。

○委 員（11番）

指名だから農地法の許可は必要になるわけですか。

○事務局

相続ではなく遺贈なので。

○委 員（11番）

特定遺贈になるわけでしょ、この土地は誰にやるとかですね。

○議 長

ここに抄本がありますけど、これに並々書いてありますけれども、これによつて相続権を。

○委 員（14番）

_____に全部やりますという遺言があるけん、これが強かちいうことでしょ。

○委 員（1番）

税金関係はどうなつていますか。

○事務局

税金は当然のことながら、遺贈なので贈与税があると思います。

○委 員（11番）

簡単に説明をしてもらつていいですか。_____さんと_____さんの関係は。

○事務局

_____です。

○委 員（11番）

これは誰にあげますという、特定遺贈になるわけですね、そうなってくると農地法の許可がいるわけかな。

○事務局

相続とは違うんですね。許可が要らないのは相続はいらないですよね、贈与も要るし遺贈もですね。

○委 員（11番）

そういうことでですね、特定遺贈だからですね。

○委 員（5番）

所有権も変わるとやろ。

○事務局

所有権はもちろん変わります。この3条の許可をもって。

○委 員（11番）

ということになると、_____さんは農業される意思があるわけですね。

○事務局

もう、されてあります。

○委 員（11番）

その辺は、農業に従事してあるということは問題ないということですね。

○事務局

そうです。ありがとうございます。

○議 長

大体、納得されたでしょうか。こういうようなこともあるということを頭において頂ければ助かります。他に質問はありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第5項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第6項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約売買、所在西牟田、地目田1筆、面積4,993m²、渡人、_____さん、

受人、久留米市三瀬町の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は米、売買価格は合意により反当り_____円です。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○委員(11番)

11番の近藤です。今の事務局の説明に少し補足しますと、_____さんは、_____の西側で_____を営んでおられまして、内容は_____で以前お聞きしたところ_____でWCSとイタリアンライグラスを栽培されているということです。以上です。

○議長

説明も終わりましたので、第6項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第6項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、第7項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

第7項、契約売買、所在富重、地目田1筆、面積1,861m²、渡人、大字富重の_____さん、受人、大字富重の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は米・麦・大豆、売買価格は合意により反当り_____円です。説明は以上でございます。

○議長

7項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。現在、_____さんが_____さんの農地を耕作しておられます。なんでかというと、高齢のため売るよということです。以上です。審議方お願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第7項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決を取ります。第7項について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。次に、議案第4号農地法第5条の転用について、提案いたします。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の19ページご覧ください。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在山ノ井、地目畠2筆、面積合計128.63m²、渡人、福岡市の_____さん、受人、筑後市長浜の_____さん、_____さん、ご夫婦で持分はそれぞれ2分の1、申請事由は個人住宅となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。先月取り下げて、_____さんが申請地の西側を購入されて、ここが不成立に終わりまして、_____さん持っておられる東側の土地に建築をされるということでございます。こちらは用途地域第3種農地一体利用地が公衆用道路と雑種地の80.14m²、となっております。土地の価格は合計の_____円、坪単価の約_____円です。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明どおりでございます。ご審議よろしくお願ひします。

○議長

第1項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第2項について、提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在一条、地目畠1筆、面積 1,963 m²、渡人、一条の_____さん、受人、久留米市の_____さん、申請事由は宅地造成 1 1 区画です。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。_____の信号から東へすぐのところ用途地域第3種農地で原則許可になります。用途地域は宅地造成まで大丈夫ということでございます。一体利用地は北側の宅地緑色のところ、今、お家が建っていますけれども解体をされるということで、_____さんは、過半要件は満たしてあるというところでございます。土地の価格は総額_____円、坪単価の約_____円、説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

6番の河原です。事務局の説明とおりです。ご審議よろしくお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。

○委員(14番)

14番の城戸です。この一体利用地が_____さんということです。

○事務局

そうです。

○委員(14番)

前の道が狭いからですね。

○事務局

入り口は北側の大きな県道のところから入るように計画をされているところです。

○委員(14番)

はい。ありがとうございます。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第3項について、提案

致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約賃貸借、所在津島、地目田1筆、面積5,408m²の内支柱の面積4.77m²、
貸人、大川市の_____さん、借人、久留米市の_____、申請事由は営農型太陽光発電
設備49.5kwが7基となっています。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。

下に走っているのが県道で_____があつてちょっと南へ行くと_____があるというと
ころでございます。こちらは一時転用になって、許可期間は3年となっております。
今回、更新になっている、太陽光パネルの下部の作物は、れんげ草、周囲はフェンス
に囲まれておりますし、定期的に周囲も除草等の管理がなされておるところでござい
ます。収穫は前年度の8割以上の必要がありますけれども、3年間ともクリアをされ
てあるところでございます。また、毎年1月頃に種まきをされており収穫が4月頃、
種まき、収穫の時に地区の担当委員さん、成清副会長にこちらの方に来ていただいて
現場をきちんと見ていただいているところでございます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

10番の中村です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。補足しますと
私も年に1回は立ち合いに出ております。ご審議方よろしくお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はお願いします。

○委員(5番)

5番田島です。支柱以外の土地は誰がお持ちになっているのですか。

○事務局

持ち主は、_____さんが持っています。

○委員(5番)

どういう形になるのですか、使用貸借になつていると、全然、別個。

○事務局

そうですね、どちらが優先するかというと下部の農地をきちんと管理して営農する
と、プラス太陽光発電もいいですよと、建付けになつていますので、下の作物につい
ては、いろいろありますが、市内に2か所あって、もう1か所は蔵数でサツマイモ、

もう1か所はこちらの方れんげ草、れんげ草は飼料として久留米の業者さんに卸してあります。蔵数の方はサツマイモでサツマイモの加工品とかをそのままをよらん野に売られてあります。この下の農地は、先ほど言いましたように_____さん、同じ_____さんになりますけど、ここは事業継承されたところなんですよ、前は_____さんがされていて、そこが成り立たないということでこちらを購入されて引き続きされたというところになりますね。

○委 員 (5番)

あくまでも太陽光だけを貸してある形になっていると。

○事務局

そうですね、太陽光を_____に貸していると、しかも貸しているし下の作物もが作らなければいけない。

○委 員 (5番)

おかしいなと思って、逆になんで下まで借やんとやかと思って。

○事務局

セットなんですよ、営農型の太陽光発電というのは、下の作物を作らないと太陽光は出来ないんです。

○委 員 (5番)

下の土地と上の建物の使用貸借の期間も違うちいうことですか。

○事務局

期間は、同じにしてもらっています。

○委 員 (5番)

出てこない。下の借りているのが、これはあくまでも建物だけでしょ。

○事務局

そうです。賃貸借と思いますけど、期間は10年契約にしてあるので、この営農型だけこういった会社がされる時には、3年更新しか出来ないです。これが例えば鶴田委員さんとかの認定農業者の方とかされる時は10年更新でいい訳ですよ、だからちやんとしてあるということで、10年でいいでしょうということです。

○委 員 (5番)

下の土地も借りてあるということ、早い話が。

○事務局

契約しないと出来ないからですね。

○議 長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書20ページをご覧ください。第4項、契約使用貸借、所在常用、地目畠1筆、面積313m²、貸人、福岡市の_____さん、借人、福岡市の_____さん、同じく福岡市の_____さんそれぞれ持分2分の1、申請事由は、個人住宅及び事業用倉庫建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページです。県道の_____からちょっと東に入った_____行政区の北の端の方になっていまして、U字型のところが今回の農地、真ん中の緑のところは、そもそも宅地でございます。そこに、家の形がありますけれども元々、家が建っていたんですけどもそこはもう解いてあります。家を建てようとされた時に東のところにU字の右側のどこがありますけど、建築確認が取れない訳なんですね、なので、ここは農転をかけてもらしかないというところで、指導して、ここは農振除外から行ったところになります。個人住宅と事業用となっていますけど、_____さんがされる事業ということで、こちらの方に伺っているところであります。健康食品等の製造販売ということで聞いております。10haを超える広がりの農地、第1種農地集落接続で例外的に許可可能となります。先ほど言いましたように、農振除外が7年8月22日に完了しております、一体利用地が敷地中央の緑色の部分、宅地で317m²となっております。説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

9番の下川です。ただいまの事務局の説明とおりでございます。少し補足しますとU字型になつたところは、住宅が建つって以前から屋敷という形になつてしまし

て、家を建てる時にきちんとしとかれれば良かったのですが、そのままになつとったということで、今回説明があったように建物を建てるということで、きちんと整理をされるということなので、よろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりましたので、第4項について質問のある方はお願ひ致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、举手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約売買、所在若菜、地目畠1筆、面積 309 m²、渡人、福岡市の_____さん、受人柳川市の_____さん_____さんご夫婦で持分は2分に1となっております。申請事由は、個人住宅でございます。地図の7ページをお願いします。_____さんから西へ入った突き当りといいますか、ところになります。用途地域第3種農地で原則許可になります。土地の価格は_____円、坪単価の_____円、説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。この地図どおり周りは住宅でいっぱいになっております。事務局の説明のとおりでございます。審議方よろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりましたので、第5項について質問のある方はお願ひ致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、举手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第29回の農業委員会を閉会致します。

午前9時54分 閉会